

| | |
|--------------------|------------------------------|
| 【表紙】 | |
| 【提出書類】 | 訂正報告書 |
| 【根拠条文】 | 法第27条の25第4項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【氏名又は名称】 | 弁護士 内藤加代子 同 高子 賢 |
| 【住所又は本店所在地】 | 東京都千代田区丸の内二丁目2番1号 岸本ビルディング2階 |
| 【報告義務発生日】 | 該当事項なし |
| 【提出日】 | 平成26年12月19日 |
| 【提出者及び共同保有者の総数（名）】 | 該当事項なし |
| 【提出形態】 | 該当事項なし |
| 【変更報告書提出事由】 | 該当事項なし |

【発行者に関する事項】

| | |
|-----------|---------------|
| 発行者の名称 | 日本アジアグループ株式会社 |
| 証券コード | 3751 |
| 上場・店頭の別 | 上場 |
| 上場金融商品取引所 | 東京証券取引所（マザーズ） |

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

| | |
|---------------|---|
| 個人・法人の別 | 法人（外国法人） |
| 氏名又は名称 | ジャパンアジアホールディングズリミテッド (Japan Asia Holdings Limited) |
| 住所又は本店所在地 | ケイマン諸島、グランドケイマン KY1-1112、私書箱2804号、クリケット・スクエア、ウィローハウス4階 |
| 事務上の連絡先及び担当者名 | 〒100 0005 東京都千代田区丸の内二丁目2番1号 岸本ビルディング2階 弁護士法人 大江橋法律事務所 弁護士 内藤加代子 |
| 電話番号 | 03(5224)5566 (代) |

【訂正事項】

| | |
|------------------|---|
| 訂正される報告書名 | 変更報告書No.5 |
| 訂正される報告書の報告義務発生日 | 平成24年12月3日 |
| 訂正箇所 | 平成26年12月19日に提出致しました変更報告書No.5の記載事項の一部に不備がありましたので、これを訂正します。 |

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

（7）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

| | |
|-------------------|---|
| 自己資金額（W）（千円） | 0 |
| 借入金額計（X）（千円） | 0 |
| その他金額計（Y）（千円） | 0 |
| 上記（Y）の内訳 | |
| 取得資金合計（千円）（W+X+Y） | 0 |

ジャパンアジアホールディングズリミテッドが保有していた（旧）日本アジアグループ株式会社の株式に対して、同社（消滅会社）、発行者（存続会社）及び株式会社モス・インスティテュート（消滅会社）の三社間で行われた平成21年2月20日を効力発生日とする吸収合併により、発行者株式が割り当てられたものである。

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

（7）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

| | |
|---------------|---|
| 自己資金額（W）（千円） | 0 |
| 借入金額計（X）（千円） | 0 |
| その他金額計（Y）（千円） | 0 |

| | |
|-------------------|--|
| 上記(Y)の内訳 | ジャパニアシアホールディングズリミテッドが保有していた(旧)日本アジアグループ株式会社の株式に対して、同社(消滅会社)、発行者(存続会社)及び株式会社モス・インスティテュート(消滅会社)の三社間で行われた平成21年2月20日を効力発生日とする吸収合併により、発行者株式が割り当てられたものである。 |
| 取得資金合計(千円)(W+X+Y) | 0 |